

# 受講までの流れ

当事業団における認知症介護研修（法定研修）を受講されるまでの流れについて

ここで示す認知症介護研修は、兵庫県の委託を受けて社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 総合リハビリテーションセンター 福祉のまちづくり研究所 研修課（以下「研修課」という）が実施するものとします。

実践者研修・実践リーダー研修においては、福祉のまちづくり研究所のホームページの『申込フォーム』から直接申込み（ネット申込）ができるようになりました。【推奨】

認知症介護実践研修（実践者研修）

認知症介護実践研修（実践リーダー研修）の場合

## (1) 申込提出物の送信・郵送 ※申込期間厳守

- 必要に応じて『市町からの推薦状』や『実践者研修の修了証の写し（実践リーダー研修は必須）』を添付。
- 以下の①②のいずれかの方法で申込みください。  
① 福祉のまちづくり研究所ホームページの  
申込フォームから送信。（ネット申込）【推奨】  
② 簡易書留にて研修課へ郵送。

## (2) 受講決定

- 申込者が定員を超える場合は選考となります。  
(先着順ではありません。)
- 選考は申込期間終了後に行います。  
(申込期間終了後 2週間経っても選考結果が届かない場合、研修課まで連絡してください。)

## (3) 受講可否結果発送

【受講可の場合】

- 『選考結果・受講決定通知書等』を発送。（郵送）

【受講不可の場合】

- 『選考結果』を発送。（郵送）▶ 終了

※受講可の場合

## (4) 受講手続き

- 『受講決定通知書等同封書類』の確認。
- 『研修プログラム』の日程確認。
- 『資料代等振込』手続き。（期限内に振込）
- 『事前課題レポート』の作成。※研修初日提出
- 『標準テキスト』の事前入手。※研修時持参

## (5) 受講開始

<全員必須>『受講決定通知』『事前課題レポート』・標準テキスト・印鑑・筆記用具

<ネット申込者全員>『受講承諾書（原本）』

<ネット申込該当者>『市町推薦状（原本）』『実践者研修了証（写）（実践リーダー研修のみ）』

を研修初日に持参してください。※テキスト・印鑑・筆記用具は毎回持参

認知症対応型サービス事業開設者研修

認知症対応型サービス事業管理者研修

小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の場合

## (1) 申込提出物の提出 ※申込期間厳守

- 就任（予定）先の市町介護保険担当課へ提出してください。

## (2) 各市町→研修課へ送付

- 市町から『推薦者一覧表・推薦状（市町が作成）』・『受講申込者の申込提出物』が研修課へ郵送されます。（市町は推薦者の優先順位を記入してください。）

## (3) 受講決定

- 申込者が定員を超える場合は選考となります。  
(先着順ではありません。)
- 選考は研修課への申込期間終了後に行います。  
(申込期間終了後 2週間経っても選考結果が届かない場合、研修課まで連絡してください。)

## (4) 受講可否結果発送

【受講可の場合】

- 『選考結果・受講決定通知書等』を発送。（郵送）

【受講不可の場合】

- 『選考結果』を発送。（郵送）▶ 終了

※受講可の場合

## (5) 受講手続き

- 『受講決定通知書等同封書類』の確認。
- 『研修プログラム』の日程確認。
- 『資料代等振込』手続き。（期限内に振込）
- 『事前課題レポート』の作成。※研修初日提出
- 『職場体験実習』の手続き。※開設者研修のみ

## (6) 受講開始

- 『受講決定通知』・『事前課題レポート』・印鑑・筆記用具を研修初日に持参してください。  
※印鑑・筆記用具は毎回持参

当日は、時間に余裕をもって会場へお越しください。

以上